

## 福祉タクシー、はり・きゅう等施術費の 助成申請の受付を始めます

平成31年4月以降、「福祉タクシー」および「はり・きゅう等施術費」の助成制度を利用される場合は手続きが必要となります。4月以降も引き続き利用を希望される方、また、これから利用をしようとする方は、利用申請書を提出してください。（現在ご使用中の福祉タクシー券、はり・きゅう等施術料金割引証は4月以降利用できなくなります）

### 福祉タクシー利用の助成

高齢者または障害者の社会参加の促進や通院等に利用していただき、健康の増進を図ることを目的に、町内タクシーの利用料の一部（基本料金）を助成する制度です。

#### ■利用対象者

身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級をお持ちの方および満80歳以上の方

#### ■交付枚数

人工透析患者：…年間48枚  
身体障害者等：…年間24枚  
満80歳以上：…年間12枚

#### ■内容

町内のタクシー業者を利用した場合に限り、基本料金を助成します。

#### ■有効期限

4月1日～平成32年3月31日

#### ■申請手続き

##### ○場所

各総合支所窓口、各出張所、福祉課（たばなケアプラザ内）

#### ○持参するもの

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

### はり・きゅう等施術費の助成

老後の生活と心身の安定を図り、健康の増進に寄与することを目的に、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅうの施術費の一部を助成する制度です。

#### ■利用対象者

満65歳以上の方

#### ■交付枚数

最大で年間48枚（1カ月4枚）

#### ■内容

町の指定する施術所で、はり・きゅう等の施術を行った場合に、1回につき、1術の場合に700円、併術の場合に800円を助成します。

#### ■有効期限

4月1日～平成32年3月31日

#### ■申請手続き

##### ○場所

各総合支所窓口、各出張所、福祉課（たばなケアプラザ内）

#### ○持参するもの

印鑑  
◎4月からご利用になりたい方は3月20日(火)までに申請してください。

#### ■問い合わせ

福祉課  
☎0820（77）5505

## 家畜飼養者の皆さまへ

全ての反芻獣<sup>はんすうじゅう</sup>・豚<sup>か</sup>・馬<sup>ま</sup>・家禽<sup>かきん</sup>は1頭、1羽からの報告が義務化されています

近年の宮崎県における口蹄疫や全国各地での高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病予防法が改正され、家畜伝染病の発生予防やまん延防止のため、平成23年より家畜や家禽の所有者は、毎年1回、飼養している家畜や家禽の頭羽数および飼養衛生管理の状況について報告が必要となりました。

《対象家畜》牛、水牛、馬、鹿、羊、山羊、豚、いのしし  
《対象家禽》鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも

なお、小規模飼養者は家畜の種類と頭羽数のみの報告となります。

小規模飼養者とは、 ●牛、水牛、馬 …1頭      ●鹿、羊、山羊、豚、いのしし …5頭以下  
●鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、あいがも …99羽以下  
●だちょう …9羽以下

◆報告期限 3月7日(木)

◆提出場所 農林課または各総合支所、出張所

※報告書の様式につきましては、農林課までお問い合わせください。または農林水産省のホームページ「家畜伝染病予防法の改正について」からもダウンロードできます。

◆問い合わせ 農林課 農林振興班 ☎0820（79）1002 東部家畜保健衛生所 ☎0820（22）2416